

# 令和3年度財務監査結果報告

## 1 監査の概要

### (1) 監査対象

- 主として令和2年4月1日から令和3年8月31日までに執行した事務等について、次の区局本部を対象に監査を実施
- 経理事務関係・・・温暖化対策統括本部など22局本部を対象に、「検査事務」、「支出事務」及び「物品管理事務」について実施
- 工事関係・・・全18区、環境創造局など8局を対象に、「工事監理」及び「工事の安全管理」について実施

### (2) 監査結果

| 監査項目等              | 経理事務関係     | 工事関係      | 計          |
|--------------------|------------|-----------|------------|
| 指摘事項 <sup>注1</sup> | 12事例(317件) | 36事例(88件) | 48事例(405件) |
| 意見 <sup>注2</sup>   | 3件         | 1件        | 4件         |

注1・・・違法・不当な事項であり改善が必要なもの、又は経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要なもの。事例の数は、指摘事項に該当する行為について、同様の行為を1事例としてカウントしたもの。同様の行為が複数発生しても事例数は1となる。

注2・・・監査委員が指摘事項等を踏まえ改善に向けて付す見解、又は監査の対象範囲にかかわらず組織及び運営の合理化に向けて付す見解

### ア 経理事務関係の主な指摘事項

- ・検査事務において、契約に係る起案担当者が検査員を兼務するなど不適正な事例が見受けられた。
- ・支出事務において、定められた支払期限後に支払っていた事例が見受けられた。
- ・物品管理事務において、購入した物品が物品管理簿に登載されていなかったなど不適正な事例が見受けられた。

### イ 工事関係の主な指摘事項

- ・工事監理において、施工体制台帳等の整備などに関する不適切な事例が見受けられた。
- ・工事の安全管理において、高所作業での墜落防止対策などに関する不適切な事例が見受けられた。

## 2 今回の監査の特徴(P. 4)

今回の監査では、新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響により、できる限り接触機会の低減を図ることが求められ、また、新型コロナウィルス感染症対応のための応援体制による区局本部の業務負担に配慮する必要があった。このため、事務局職員が各所属に赴いての調査は実施せず、システムデータや各課から提出された書類等で監査が可能な項目を監査対象とすることとした。

一方で、経理事務関係の監査では、令和2年4月から内部統制制度が導入されたことを踏まえ、今回の監査対象である検査、支出及び物品管理の各事務が指摘対象課において財務リスクとして認識されていたかを試行的に確認するなど、内部統制制度を念頭に置いた監査を行った。

工事関係の監査では、今回は委託に係る監査を行わなかったものの、工事の監査対象を約400件とすることで、例年と同規模の監査を行った。

## 3 監査結果を踏まえて(P. 4)

経理事務関係では、今回も依然として知識不足や確認不足、誤入力などに起因する不適正な事例が見受けられた。区局本部の各課においては、今回の監査の結果を自分事として捉え、同様の誤りが繰り返されることがないよう対策を講じられたい。

工事関係では、監督業務に当たっての必要な知識や認識などが不足していることが要因と考えられる不適切な事例が見受けられた。公共工事において、発注者である本市には、「契約の適正な履行の確保」、「工事の品質の確保」、「事故の防止」等を確実に進めることができると求められる。については、常日頃から監督員に対する組織的な人材育成に取り組むよう努められたい。

## 4 再発防止のために果たすべき役割(P. 5)

毎年度の財務監査等で同様の指摘が繰り返されているが、事務処理の誤りをなくすためには、職員、各課及び制度所管課がそれぞれの役割を果たすことが必要である。

職員は、業務に必要な知識やスキルを、マニュアル、研修等を活用することなどによって自ら習得し、着実かつ適切に業務を遂行すること。

各課は、責任職による点検・進捗管理を行うなど担当者に任せきりにしない体制を構築すること、また、課内研修などにより職員のスキルアップを図ること。

制度所管課は、所管する制度の見直しにより事務処理の誤りを防ぐことができる部分がないか検証し、必要であれば見直しを行うこと、また、制度について効果的な周知を行うこと。さらに、契約、支出、物品管理など一連の経理事務の制度所管課が複数にわたる場合には、制度所管課ごとにマニュアルが存在していると一連の事務の流れが分かりづらいなどの課題があるため、それぞれの制度所管課が連携し、実際に事務を行う各課の立場に立った対策を検討されたい。

## 5 監査結果に対する措置の取組(P. 5)

これまでの財務監査等では、指摘事項に対する各区局本部の改善措置への取組の報告を監査期間中に求めていた。これは、指摘事項に対する改善措置の取組について、翌年度に先送りすることなく、迅速に取り組むことを目的としたものであったが、十分な再発防止策を講じるという点では期間が短く課題もあった。そこで、毎年度同様の指摘が繰り返されているという実態や、内部統制制度が導入されたことを踏まえ、今回の監査から、監査終了後に一定の時間をかけて十分な原因分析と実効性のある改善措置への取組を行うことができるよう見直しを行った。については、各区局本部においては、実効性のある再発防止策を講じられたい。